

公益社団法人川崎西法人会 ブロック等運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「当会」という。）定款 36 条の規定に基づき、ブロック等の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ブロック組織)

第 2 条 本会に<別表(略)>に掲げるブロックを設置し、必要に応じてブロックの下部組織として支部を設けることができるものとする。

2 本会会員は、その事業を管轄するブロックのいずれか一つに所属しなければならない。

(ブロックの権限)

第 3 条 ブロックは、本会の事業計画に従って各ブロックの実状に応じた事業を自主的かつ積極的に推進するものとする。

(ブロック会計)

第 4 条 ブロックの会計は、原則として本会の会計責任者が管理する。ただし、ブロックに移管されたものについては、それぞれの責任者が管理できるものとする。

2 ブロックの収支については、遅滞なく本会会長に報告しなければならない。

(ブロック役員)

第 5 条 ブロックに所属する会員、概ね 10 社につき 1 名の役員を置き、そのブロックの会員の中から選任する。

2 ブロック役員のうち 1 名をブロック長、1 名をブロック長代理、2 名以内を副ブロック長とし、ブロック役員の内選により選任する。

(ブロック役員の仕事)

第 6 条 ブロック長は、所属ブロックを代表する。

2 ブロック長代理はブロック長を補佐し、ブロック長に事故がある時はその仕事を代行する。

3 副ブロック長はブロック長代理を補佐する。ブロック長代理に事故がある時はその仕事を代行する。

(ブロック役員の仕事)

第 7 条 ブロック役員の仕事等については、本会役員の仕事等を準用とする。

(ブロックの会議)

第 8 条 ブロックの会議は、会員会議及び役員会とし、必要に応じてブロック長がこれを

招集する。

- 2 会員会議はブロック会員の全員をもって組織し、役員会はブロック役員全員をもって組織する。
- 3 会員会議及び役員会の議長は、ブロック長をもってこれに充てる。
- 4 ブロックにおける会議の運営については、本会定款の規定を準用とする。

(本会への報告)

第 9 条 ブロック長は、会員会議及び役員会の審議事項うち重要なものについて、遅滞なく本会会長に報告するものとする。

(改 廃)

第 10 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(略)

稲田第一ブロック	菅北浦、菅馬場、菅、菅稲田堤、菅仙谷、菅野戸呂、菅城下、布田、中野島、和泉、登戸新町、登戸
稲田第二ブロック	登戸、宿河原、長尾、堰
生田ブロック	枅形、東生田、南生田、長沢、生田、三田、東三田、寺尾台、西生田、栗谷
麻生東ブロック	東百合丘、百合丘、高石、金程、千代ヶ丘、細山、多摩美、向原
柿生ブロック	上麻生、王禅寺、王禅寺東、王禅寺西、早野、虹ヶ丘、はるひ野、下麻生、岡上、五力田、片平、古沢、白鳥、栗木、栗木台、栗平、黒川、南黒川、万福寺、白山